

平成30年第3回廿日市市議会（第3回定例会）条例案新旧対照表

議案第73号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第74号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例	3
議案第75号	廿日市市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例	5
議案第76号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第77号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第78号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第79号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第84号	宮島競艇施行組合理約の変更について	17

議案第73号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>の認定を受けた同条第1項の地域再生計画に記載された<u>同条第4項第5号イ</u>に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>に従って<u>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令</u>（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した事業者に係る固定資産税の不均一課税につき、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、<u>省令第1条</u>に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>平成32年3月31日</u>までの間に<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「対象固定資産」という。）に係る固定資産税の税率は、<u>条例第62条</u>の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、<u>法第17条の2第1項第1号</u>に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.35、第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）<u>第5条第16項</u>の認定を受けた同条第1項の地域再生計画に記載された<u>同条第4項第4号</u>に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>に従って<u>法第17条の6の地方公共団体等を定める省令</u>（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した事業者に係る固定資産税の不均一課税につき、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p>（不均一課税）</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、<u>省令第1条</u>に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>平成30年3月31日</u>までの間に<u>法第17条の2第3項</u>の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「対象固定資産」という。）に係る固定資産税の税率は、<u>条例第62条</u>の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度（以下「初年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、<u>法第17条の2第1項第1号</u>に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）については100分の0.35、第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。）</p>

改正後	改正前
<p>については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>(虚偽の申請者等に対する措置)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく<u>同条第3項</u>の調査若しくは書類の提出を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は、適用しない。</p>	<p>については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。</p> <p>(虚偽の申請者等に対する措置)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく<u>同条第2項</u>の調査若しくは書類の提出を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は、適用しない。</p>

改正後	改正前																																																										
<p>(位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民活動センター</td> <td>廿日市市住吉二丁目2番16号</td> </tr> <tr> <td>市民活動センターおおの</td> <td>廿日市市大野一丁目1番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 市民活動センター</p> <p>(1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使 用 料 の 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午 後</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9時から12時まで</td> <td style="text-align: center;">12時から17時まで</td> <td style="text-align: center;">17時から21時30分 まで</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">1,010円</td> <td style="text-align: center;">900円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">510円</td> <td style="text-align: center;">460円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">340円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">170円</td> <td style="text-align: center;">290円</td> <td style="text-align: center;">260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用者が市民活動センターの設置の目的以外に使用する場合（公益上必要があると認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満のとき、又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨</p>	名 称	位 置	市民活動センター	廿日市市住吉二丁目2番16号	市民活動センターおおの	廿日市市大野一丁目1番1号	区 分	使 用 料 の 額			午 前	午 後	夜 間	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分 まで	第1研修室	600円	1,010円	900円	第2研修室	300円	510円	460円	第3研修室	200円	340円	300円	和室	170円	290円	260円	<p>(位置) 第2条 センターの_____位置は、廿日市市住吉二丁目2番16号とする。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使 用 料 の 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午 後</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9時から12時まで</td> <td style="text-align: center;">12時から17時まで</td> <td style="text-align: center;">17時から21時30分 まで</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">1,010円</td> <td style="text-align: center;">900円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">510円</td> <td style="text-align: center;">460円</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">340円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: center;">170円</td> <td style="text-align: center;">290円</td> <td style="text-align: center;">260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用者がセンターの設置の目的以外に使用する場合（公益上必要があると認める場合に限る。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満のとき、又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て</p>	区 分	使 用 料 の 額			午 前	午 後	夜 間	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分 まで	第1研修室	600円	1,010円	900円	第2研修室	300円	510円	460円	第3研修室	200円	340円	300円	和室	170円	290円	260円
名 称	位 置																																																										
市民活動センター	廿日市市住吉二丁目2番16号																																																										
市民活動センターおおの	廿日市市大野一丁目1番1号																																																										
区 分	使 用 料 の 額																																																										
	午 前	午 後	夜 間																																																								
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分 まで																																																								
第1研修室	600円	1,010円	900円																																																								
第2研修室	300円	510円	460円																																																								
第3研修室	200円	340円	300円																																																								
和室	170円	290円	260円																																																								
区 分	使 用 料 の 額																																																										
	午 前	午 後	夜 間																																																								
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分 まで																																																								
第1研修室	600円	1,010円	900円																																																								
第2研修室	300円	510円	460円																																																								
第3研修室	200円	340円	300円																																																								
和室	170円	290円	260円																																																								

改正後	改正前																														
<p>てる。</p> <p>(2) <u>団体事務室</u></p> <table border="1" data-bbox="224 272 1106 355"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>使 用 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第8条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。 3 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 <p>2 <u>市民活動センターおおの</u></p> <table border="1" data-bbox="188 778 1084 1054"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料 の 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <th>9時から12時まで</th> <th>12時から17時まで</th> <th>17時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301研修室</td> <td>240円</td> <td>410円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>302研修室</td> <td>270円</td> <td>450円</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>303研修室</td> <td>240円</td> <td>410円</td> <td>370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。</p>	単 位	使 用 料 の 額	1平方メートルにつき1月	100円	区 分	使 用 料 の 額			午 前	午 後	夜 間	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分まで	301研修室	240円	410円	370円	302研修室	270円	450円	410円	303研修室	240円	410円	370円	<p>る。</p> <p>2 <u>団体事務室</u></p> <table border="1" data-bbox="1193 272 2103 355"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>使 用 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1平方メートルにつき1月</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用面積が1平方メートル未満のとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第8条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。 3 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 	単 位	使 用 料 の 額	1平方メートルにつき1月	100円
単 位	使 用 料 の 額																														
1平方メートルにつき1月	100円																														
区 分	使 用 料 の 額																														
	午 前	午 後	夜 間																												
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分まで																												
301研修室	240円	410円	370円																												
302研修室	270円	450円	410円																												
303研修室	240円	410円	370円																												
単 位	使 用 料 の 額																														
1平方メートルにつき1月	100円																														

議案第76号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前										
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>燃やせるごみ 家庭系廃棄物のうち、生ごみ及び再利用の対象とならない紙類、布類、プラスチック類等の可燃性のもの（次号に掲げるものを除く。）をいう。</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p> <p><u>（燃やせるごみ処分手数料）</u></p> <p>第23条の4 市長は、市の処理施設において燃やせるごみの処分をするときは、次の表に掲げる額の燃やせるごみ処分手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10リットルの指定袋1袋につき</td> <td style="text-align: right;">10円</td> </tr> <tr> <td>20リットルの指定袋1袋につき</td> <td style="text-align: right;">20円</td> </tr> <tr> <td>30リットルの指定袋1袋につき</td> <td style="text-align: right;">30円</td> </tr> <tr> <td>45リットルの指定袋1袋につき</td> <td style="text-align: right;">45円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項の燃やせるごみ処分手数料を減免することができる。</u></p> <p>3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>（大型ごみ処分手数料）</p> <p>第23条の5 （略）</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の大型ごみ処分手数料について準用</p>	単 位	金 額	10リットルの指定袋1袋につき	10円	20リットルの指定袋1袋につき	20円	30リットルの指定袋1袋につき	30円	45リットルの指定袋1袋につき	45円	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（大型ごみ処分手数料）</p> <p>第23条の4 （略）</p> <p>2 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、前項の大型ごみ処</p>
単 位	金 額										
10リットルの指定袋1袋につき	10円										
20リットルの指定袋1袋につき	20円										
30リットルの指定袋1袋につき	30円										
45リットルの指定袋1袋につき	45円										

改正後	改正前
<p><u>する。この場合において、同条第2項中「燃やせるごみ処分手数料」とあるのは「大型ごみ処分手数料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料)</p> <p><u>第23条の6</u> (略)</p> <p>2 <u>第23条の4</u>第2項及び第3項の規定は、前項の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>燃やせるごみ処分手数料</u>」とあるのは「特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>分手数料を減免することができる。</u></p> <hr/> <p><u>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。</u></p> <p>(特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料)</p> <p><u>第23条の5</u> (略)</p> <p>2 <u>前条</u>第2項及び第3項の規定は、前項の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>大型ごみ処分手数料</u>」とあるのは「特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供す</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう_____。）を提供す</p>

改正後	改正前
<p>ること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市長は、<u>家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育</u></p>	<p>ること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、<u>施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社</u></p>	<p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号</u> 及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 _____ が、<u>施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条本文</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

改正後				改正前					
別表（第2条関係） （5）建築関係				別表（第2条関係） （5）建築関係					
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考		
(略)				(略)					
道路の位置の指定又は 変更 関係土地の区域の面積			1申請をもって1件とする。	道路の位置の指定又は 変更 関係土地の区域の面積			1申請をもって1件とする。		
	1,000平方メートル未満	1件			5万円	1,000平方メートル未満		1件	5万円
	1,000平方メートル以上	1件			8万5,000円	1,000平方メートル以上		1件	8万5,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	1件	2万7,000円	1申請をもって1件とする。	(新設)					
(略)				(略)					
仮設建築物の建築許可 使用を認める期間			1申請をもって1件とする。	仮設建築物の建築許可 _____			1申請をもって1件とする。		
	1年以内	1件			12万円	_____		1件	12万円
	1年を超える	1件			16万円				
(略)				(略)					

改正後	改正前
<p>(容積率)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>2 前項の建築物の延べ面積には、法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しないものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(容積率)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p><u>2 前項の建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）</u></p> <p><u>(2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積</u></p> <p><u>(3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和（次号から第7号までにおいて「建築物床面積の合計」という。））の5分の1を限度とする部分</u></p> <p><u>(4) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の50分の1を限度とする部分</u></p> <p><u>(5) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の50分の1を限度とする部分</u></p> <p><u>(6) 自家発電設備を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の100分の1を限度とする部分</u></p> <p><u>(7) 貯水槽を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の100分の1を限度とする部分</u></p> <p>3 前項第1号の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さ</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 第8条第1号及び別表第2ア欄の規定の適用(四季が丘第2地区地区整備計画区域及び宮内工業団地地区地区整備計画区域に係る適用を除く。)については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)附則第4条及び都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第170号。以下「改正令」という。)附則第3条の規定が適用される間は、改正法第2条の規定による改正後の法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)並びに別表第2(い)項、(ろ)項及び(は)項の規定並びに改正令第2条の規定による改正後の令第130条の3第5号及び第6号並びに第130条の6の規定によらず、改正法第2条の規定による改正前の法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)並びに別表第2(い)項、(ろ)項及び(は)項の規定並びに改正令第2条の規定による改正前の令第130条の3第5号及び第6号並びに第130条の6の規定によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 第8条第1号及び別表第2ア欄の規定の適用(四季が丘第2地区地区整備計画区域及び宮内工業団地地区地区整備計画区域に係る適用を除く。)については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)附則第4条及び都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第170号。以下「改正令」という。)附則第3条の規定が適用される間は、改正法第2条の規定による改正後の法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)並びに別表第2(い)項、(ろ)項及び(は)項の規定並びに改正令第2条の規定による改正後の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3第5号及び第6号並びに第130条の6の規定によらず、改正法第2条の規定による改正前の法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)並びに別表第2(い)項、(ろ)項及び(は)項の規定並びに改正令第2条の規定による改正前の令第130条の3第5号及び第6号並びに第130条の6の規定によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>宮島ボートレース企業団規約</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条-第4条)</u></p> <p>第2章 <u>企業団の議会(第5条-第8条)</u></p> <p>第3章 <u>企業団の執行機関(第9条-第13条)</u></p> <p>第4章 <u>会計(第14条・第15条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第16条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>企業団</u>の名称)</p> <p>第1条 この<u>企業団</u>は、<u>宮島ボートレース企業団</u>(以下「<u>企業団</u>」という。)という。</p> <p>(<u>企業団</u>を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 <u>企業団</u>は、廿日市市及び大竹市(以下「<u>関係市</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 <u>企業団</u>は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>企業団</u>の予算で定めるところにより、公益上特に必要な寄附又は補助をすること。</p> <p><u>(地方公営企業法の適用)</u></p> <p>第3条の2 <u>企業団</u>は、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、同法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(<u>企業団</u>の事務所の位置)</p> <p>第4条 <u>企業団</u>の事務所は、廿日市市宮島口一丁目15番60号に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 企業団の議会</u></p> <p>(<u>企業団</u>の議員の定数及び選挙)</p>	<p style="text-align: center;"><u>宮島競艇施行組合理約</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>組合</u>の名称)</p> <p>第1条 この<u>組合</u>は、<u>宮島競艇施行組合</u>(以下「<u>組合</u>」という。)という。</p> <p>(<u>組合</u>を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 <u>組合</u>は、廿日市市及び大竹市(以下「<u>関係市</u>」という。)をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 <u>組合</u>は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>組合</u>の予算で定めるところにより、公益上特に必要な寄附又は補助をすること。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>組合事務所</u>の位置)</p> <p>第4条 <u>組合</u>の事務所は、廿日市市宮島口一丁目15番60号に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 組合の議会</u></p> <p>(<u>組合議員</u>の定数及び選挙)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 <u>企業団</u>の議会の議員（以下「<u>企業団議員</u>」という。）の定数は、8人とする。</p>	<p>第5条 <u>組合</u>の議会の議員（以下「<u>組合議員</u>」という。）の定数は、8人とする。</p>
<p>2 <u>企業団議員</u>は、関係市の議会において、関係市の議会の議員のうちから各4人を選挙する。</p>	<p>2 <u>組合議員</u>は、関係市の議会において、関係市の議会の議員のうちから各4人を選挙する。</p>
<p>3 <u>企業団議員</u>に欠員を生じたときは、関係市の議会は、補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>（<u>企業団議員</u>の任期）</p>	<p>3 <u>組合議員</u>に欠員を生じたときは、関係市の議会は、補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>（<u>組合議員</u>の任期）</p>
<p>第6条 <u>企業団議員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（選挙等の通知）</p>	<p>第6条 <u>組合議員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（選挙等の通知）</p>
<p>第7条 第5条第2項若しくは第3項の選挙が行われたとき、又は<u>企業団議員</u>が関係市の議員でなくなったときは、関係市の議会の議長は、直ちにその旨を<u>企業長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（議長及び副議長）</p>	<p>第7条 第5条第2項若しくは第3項の選挙が行われたとき、又は<u>組合議員</u>が関係市の議員でなくなったときは、関係市の議会の議長は、直ちにその旨を<u>管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>（議長及び副議長）</p>
<p>第8条 <u>企業団</u>の議会は、議長及び副議長各1人を<u>企業団議員</u>のうちから選挙する。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、<u>企業団議員</u>の任期による。</p> <p>第3章 <u>企業団の執行機関</u></p> <p>（執行機関の組織及び選任）</p>	<p>第8条 <u>組合</u>の議会は、議長及び副議長各1人を<u>組合議員</u>のうちから選挙する。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、<u>組合議員</u>の任期による。</p> <p>第3章 <u>組合の執行機関</u></p> <p>（執行機関の組織及び選任）</p>
<p>第9条 <u>企業団</u>に<u>企業長</u>及び<u>副企業長</u>各1人を置く。</p> <p>2 <u>企業長</u>は廿日市市長を、<u>副企業長</u>は大竹市長をもって充てる。</p> <p>（<u>企業長</u>及び<u>副企業長</u>の任期）</p>	<p>第9条 <u>組合</u>に<u>管理者</u>及び<u>副管理者</u>各1人を置く。</p> <p>2 <u>管理者</u>は廿日市市長を、<u>副管理者</u>は大竹市長をもって充てる。</p> <p>（<u>管理者</u>及び<u>副管理者</u>の任期）</p>
<p>第10条 <u>企業長</u>及び<u>副企業長</u>の任期は、当該市の長の任期による。</p> <p>2 <u>企業長</u>に事故があるとき、又は<u>企業長</u>が欠けたときは、<u>副企業長</u>が、<u>企業長</u>の職務を代理する。</p> <p>（理事）</p>	<p>第10条 <u>管理者</u>及び<u>副管理者</u>の任期は、当該市の長の任期による。</p> <p>2 <u>管理者</u>に事故があるとき、又は<u>管理者</u>が欠けたときは、<u>副管理者</u>が、<u>管理者</u>の職務を代理する。</p> <p>（理事）</p>
<p>第11条 <u>企業団</u>に理事2人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第11条 <u>組合</u>に理事2人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(企業長補佐)</p> <p>第11条の2 <u>企業長の職務を補佐させるため、企業団に企業長補佐を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>企業長補佐は、常勤の特別職とし、企業長が企業団の議会の同意を得てこれを選任する。</u></p> <p>3 <u>企業長補佐の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(企業団の事業局)</p> <p>第12条 <u>企業団に事業局を置く。</u></p> <p>2 事業局に職員を置き、<u>企業長</u>がこれを任免する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査委員)</p>	<p>(組合<u> </u>の事業局)</p> <p>第12条 <u>組合<u> </u>に事業局を置く。</u></p> <p>2 事業局に職員を置き、<u>管理者</u>がこれを任免する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査委員)</p>
<p>第13条 <u>企業団に監査委員2人を置く。</u></p> <p>2 監査委員は、<u>企業長</u>が<u>企業団</u>の議会の同意を得て関係市から各1人を選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(企業団の経費の支弁の方法)</p>	<p>第13条 <u>組合<u> </u>に監査委員2人を置く。</u></p> <p>2 監査委員は、<u>管理者</u>が<u>組合<u> </u></u>の議会の同意を得て関係市から各1人を選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(組合<u> </u>経費<u> </u>の支弁の方法)</p>
<p>第14条 <u>企業団の経費は、モーターボート競走の施行によって得る収入金及びその他の収入をもってこれに充てる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(法律の準用)</p>	<p>第14条 <u>組合<u> </u>の経費は、モーターボート競走の施行によって得る収入金及びその他の収入をもってこれに充てる。</u></p> <p>(<u>地方公営企業法の一部適用</u>)</p> <p>第16条 <u>組合は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u> <u>第2条第3項の規定により、法の規定の一部を適用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により適用する法の規定は、第1章、第3章及び第6章(第42条を除く。)</u>とする。</p> <p>(法律の準用)</p>
<p>第16条 <u>企業団の運営については、この規約に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市に関する規定を準用する。</u></p>	<p>第17条 <u>組合<u> </u>の運営については、この規約に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市に関する規定を準用する。</u></p>